

住宅改修に関するQ&A

No	質 問	回 答
1	住宅改修における介護保険の負担割合の適用日はいつか。	工事完了後の領収日時点の負担割合を適用します。例年、新年度の負担割合の適用開始日は8月1日のため、住宅改修の事前申請日が7月以前で7月末日までに工事が完了せず領収書を発行できない場合、事前申請日時点の負担割合と領収日時点の負担割合が異なることがありますので、注意してください。
2	ユニットバスの設置工事をしたいが支給対象となるか。また、見積書をどのように作成すればよいか。	ユニットバス設置工事のうち支給対象となる改修の種類は「①浴室の手すりの取付け ②脱衣所と浴室の段差解消 ③浴室の開き戸を折戸等へ取替え ④浴室床を滑りにくい床材へ変更 ⑤浴槽に出入りする際の高低差や形状を適切なものにするための浴槽改修・取替え」の5つです。 見積書は工事費総額で作成してよいですが、支給対象の工事費はそれぞれの改修の種類ごとに按分してください。按分にあって、材料費はメーカー等が作成した価格の按分資料の提出が必要ですが、施工費は施工業者様が定めた按分率を見積書に明記したうえで算出してください。 なお、見積書において「〇〇一式」と表記されている内容は支給対象となりません。
3	床材を滑りにくいものへ変更したいが、写真では変更前と変更後の見分けがつかない場合はどうすればよいか。	工事の完了届を提出する際、変更前と変更後の写真のほか、床材の張替え等の作業中の写真を複数添付してください。
4	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となります。